

議案第 5 3 号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

第 1 条 さいたま市放課後児童クラブ条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 8 号）  
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（業務）</u> 第 3 条 <u>クラブは、次に掲げる業務を行う。</u> <u>(1) 児童の安全の確保に関すること。</u> <u>(2) 児童の生活指導及び遊びの指導に関すること。</u> <u>(3) 児童の健全な育成に関すること。</u></p> <p><u>（休業日）</u> 第 4 条 <u>クラブの休業日は、次のとおりとする。た</u> <u>だし、市長が必要があると認めるときは、臨時に</u> <u>休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</u> <u>(1) 日曜日</u> <u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第</u> <u>1 7 8 号）に規定する休日</u> <u>(3) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 1 2 月 2 9 日か</u> <u>ら同月 3 1 日までの日</u></p> <p><u>（開室時間）</u> 第 5 条 <u>クラブの開室時間は、次のとおりとする。</u> <u>ただし、市長は、事情によりこれを変更すること</u> <u>ができる。</u> <u>(1) 小学校の授業日（授業を行う日をいう。）</u> <u>放課後から午後 7 時まで</u> <u>(2) 小学校の休業日（授業を行わない日をいう。）</u></p>	

） 午前8時30分から午後7時まで

第6条 [略]

第7条 [略]

(指導料)

第8条 保護者は、クラブに入室している児童の指導に係る費用(以下「指導料」という。)を市長の指定する日までに納入しなければならない。

2 指導料の額は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得等の状況に応じて月額4,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該指導料を減額し、又は免除することができる。

(指導料の不還付)

第9条 既納の指導料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、クラブの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) クラブの施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条に規定する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

第11条 [略]

第3条 [略]

第4条 [略]

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、クラブの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 児童の安全管理、生活指導及び遊びの指導に関する業務

(2) 児童の健全な育成に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

第6条 [略]

第2条 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指導料)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 指導料の額は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得等の状況に応じて月額<u>6,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該指導料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(指導料)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 指導料の額は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得等の状況に応じて月額<u>4,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該指導料を減額し、又は免除することができる。</p>

第3条 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(開室時間)</p> <p>第5条 クラブの開室時間は、次のとおりとする。 ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 小学校の休業日（授業を行わない日をいう。） ) <u>午前8時から午後7時まで</u></p> <p>(指導料)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 指導料の額は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得等の状況に応じて月額<u>8,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該指導料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(開室時間)</p> <p>第5条 クラブの開室時間は、次のとおりとする。 ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 小学校の休業日（授業を行わない日をいう。） ) <u>午前8時30分から午後7時まで</u></p> <p>(指導料)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 指導料の額は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得等の状況に応じて月額<u>6,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該指導料を減額し、又は免除することができる。</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行

する。

(1) 第1条の規定 平成24年4月1日

(2) 第2条の規定 平成25年4月1日

(3) 第3条の規定 平成26年4月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例第8条第2項の規定は、平成25年度分の児童の指導に係る費用（以下「指導料」という。）について適用し、平成24年度分までの指導料については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例第8条第2項の規定は、平成26年度以後の年度分の指導料について適用し、平成25年度分までの指導料については、なお従前の例による。